

# コンプライアンス規定

---

株式会社K2インターナショナルジャパン

施行 令和 4年 8月 1日

第1条（目的） .....	2
第2条（経営の基本） .....	2
第3条（役員・役職員の責務） .....	2
第4条（禁止行為） .....	2
第5条（コンプライアンス責任者） .....	2
第6条（コンプライアンス責任者の業務） .....	2
第7条（誠実勤務） .....	2
第8条（コンプライアンス責任者の権限） .....	2
第9条（協力義務） .....	3
第10条（通報） .....	3
第11条（秘密の保持） .....	3
第12条（不利益取扱いの禁止） .....	3
第13条（制裁の対象） .....	3
第14条（制裁の決定） .....	3
第15条（自宅謹慎） .....	3
第16条（損害賠償） .....	3
第17条（配置転換） .....	4
第18条（監督不行届の責任） .....	4
第19条（再発防止対策） .....	4
第20条（コンプライアンス違反事案発生時の公表） .....	4
第21条（照会） .....	4

## **第1条 (目的)**

1. この規程は、株式会社 K2インターナショナルジャパン（以下、「会社」という）の理念に基づき、その使命を十分に自覚しつつ会社のビジョンに向かって業務を遂行するために、この法令遵守について定めるものとする。

## **第2条 (経営の基本)**

1. 会社は、法令を誠実に遵守して経営を遂行する。

## **第3条 (役員・役職員の責務)**

1. 会社に就任している役員、及び会社に雇用される従業員（以下、「役職員」という）は、法令を誠実に遵守して業務を遂行しなければならない。

## **第4条 (禁止行為)**

1. 役職員は、いかなる場合においても、又、いかなる事情があっても、次に掲げることをしてはならない。

- ① 自ら法令に違反する行為をすること
- ② 他の役職員に対し、法令に違反する行為を指示命令すること
- ③ 他の役職員に対し、法令に違反する行為をそそのかすこと
- ④ 他の役職員が法令に違反する行為をしていることを黙認すること

## **第5条 (コンプライアンス責任者)**

1. 会社は、法令遵守経営の実効性を確保するため、「コンプライアンス責任者」を選任するものとする。

## **第6条 (コンプライアンス責任者の業務)**

1. コンプライアンス責任者の業務は、次のとおりとする。

- ① 社内における法令違反行為の有無を調査し、事実を認定すること
- ② 法令違反行為を中止させること
- ③ 法令違反行為をした者に対する制裁処分を会社に勧告すること
- ④ 法令違反行為によって会社に損害を与えた役職員に対して、その損害を賠償させること
- ⑤ 法令違反行為の再発防止対策を提案すること
- ⑥ 各部署からの法令に関する質問、問い合わせ、相談に応じること
- ⑦ 法令遵守に関し、各部署に対し、必要な助言、又は指導を行うこと
- ⑧ 法令遵守の啓発活動を行うこと
- ⑨ その他法令遵守に関して必要な措置を講じること

2. 前項のうち③、④、⑤については、コンプライアンス委員会を設置して、その決議により実行するものとする。このコンプライアンス委員会の構成員には、必ず役員を1名以上含めた7名以上で構成し全会一致で決議しなければならない。

## **第7条 (誠実勤務)**

1. コンプライアンス責任者は、自らの使命と責任をよく自覚し、その業務を誠実に遂行しなければならない。

## **第8条 (コンプライアンス責任者の権限)**

1. コンプライアンス責任者は、会社のすべての部署および役職員について、その業務を調査する

権限を有する。

## 第9条 (協力義務)

1. 各部署および役職員は、コンプライアンス責任者の業務に全面的に協力しなければならない。次の事項についてコンプライアンス責任者から請求されたときは、その請求に応じなければならぬ。

- ① 資料の提出
- ② 意見の陳述

## 第10条 (通報)

1. 役職員は、社内において法令に違反する行為が行われていることを知ったときは、直ちにコンプライアンス責任者に通報しなければならない。

## 第11条 (秘密の保持)

1. コンプライアンス責任者、及びコンプライアンス委員会の構成員となった者は、前条の通報にかかる秘密を他に洩らしてはならない。

## 第12条 (不利益取扱いの禁止)

1. 会社は、その部門の法令違反行為をコンプライアンス責任者に通報した役職員に対し、通報したことを理由として、人事考課、配置転換その他の処遇において不利益な取り扱いをしてはならない。

## 第13条 (制裁の対象)

1. 役職員が次のいずれかに該当するときは、その情状に応じて次条に定めるところにより制裁を行う。

- ① 自ら法令に違反する行為をしたとき、あるいはしようとしたとき
- ② 他の役職員に対し、法令に違反する行為を指示命令したとき
- ③ 他の役職員に対し、法令に違反する行為をそそのかしたとき
- ④ 他の役職員が法令に違反する行為をしていることを知りながら、これを黙認したとき
- ⑤ コンプライアンス責任者、及びコンプライアンス委員会に対し、虚偽の報告をしたとき
- ⑥ 合理的な理由がないにもかかわらず、コンプライアンス責任者、及びコンプライアンス委員会の活動に非協力的態度をとったとき
- ⑦ コンプライアンス責任者、及びコンプライアンス委員会の活動を非難、中傷、誹謗したとき
- ⑧ コンプライアンス責任者、及びコンプライアンス委員会の指示に従わなかったとき

## 第14条 (制裁の決定)

1. 前条の制裁は、会社に雇用される従業員の場合は、就業規則等の懲戒処分規定に従い、会社の役員に就任する者は、役員会においてその処分を決定するものとする。

## 第15条 (自宅謹慎)

1. 会社は、法令違反行為をした役職員に対し、制裁処分を正式決定するまでの期間、自宅待機することを命令することがある。この場合、会社に雇用される従業員の場合は、就業規則等の懲戒処分規定に従い、会社の役員に就任する者は、役員会において自宅待機命令を発するものとする。

## 第16条 (損害賠償)

1. コンプライアンス責任者は、会社のすべての部署および役職員について、その業務を調査する

のとする。

#### **第17条（配置転換）**

1. 会社は、法令違反行為をした会社に雇用される従業員、および、しようとした会社に雇用される従業員に対し、就業規則に従い他の部署あるいは他の業務への転換を命令することがある。又、会社に就任する役員が法令違反行為をしたときは、役員会において役員会の決議において解任することがある。

#### **第18条（監督不行届の責任）**

1. 会社に雇用される従業員が、法令違反行為を発生させた部門の管理職に対し、本人が法令違反行為に直接かかわらなかった場合においても、部下の監督不行届の責任を問うことがある。

#### **第19条（再発防止対策）**

1. 法令違反行為が発生したときは、会社は、再発防止対策を誠実かつ迅速に講じるものとする。

#### **第20条（コンプライアンス違反事案発生時の公表）**

1. 会社は、コンプライアンス違反事案発生時には原因究明を図り、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表するものとする。

#### **第21条（照会）**

1. コンプライアンス責任者は、その業務の遂行上必要であると判断したときは、外部の専門機関（会計事務所、弁護士事務所等）に対し、相談を求める。
2. 前項により、外部の専門機関に対して相談を求めるときは、情報が洩れたり、関係役職員のプライバシーが侵害されたりすることのないよう、十分配慮しなければならない。

#### **第22条（改廃）**

1. この規程の改廃は、法律の改正、社会情勢の変動により変更、又は廃止する場合がある。

施行 令和4年8月1日